

## 障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議設置要項

平成 26 年 5 月 12 日  
理 事 裁 定

### (目的)

第 1 条 この要項は、独立行政法人日本学生支援機構が「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」(以下「実態調査」という。)の結果を実際の修学支援の充実に資するために分析・検討を行なう外部有識者からなる協力者会議(以下「会議」という。)の設置に関して、必要な事項を定める。

### (会議の役割)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 実態調査の結果を基にした障害学生の現状把握及び推移、支援状況等の分析について
- (2) 実態調査の調査方法・調査項目等の改善について
- (3) その他必要な事項

### (会議の組織及び協力者の委嘱)

第 3 条 会議は、5 名程度の協力者をもって組織する。

- 2 協力者は、理事長が委嘱する。
- 3 協力者の任期は、委嘱を受けた日から同年度の 3 月 31 日までとし、再任を妨げない。
- 4 会議は、必要に応じて、協力者以外の者の協力を得ることができる。

### (会議の運営)

第 4 条 会議に必要な応じ議長を置き、協力者の互選によってこれを定める。

- 2 議長は、会議を総理する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する協力者がその職務を代行する。
- 4 議長の任期は、選任された日から同年度の 3 月 31 日までとし、再任を妨げない。

### (庶務)

第 5 条 会議の庶務は、学生生活部において処理する。

### (雑則)

第 6 条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

この要項は、平成 26 年 5 月 12 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。